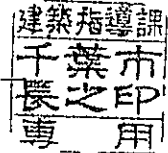


6千都建指第664号
令和6年8月5日

千葉市建築審査会長 様

千葉市長 神谷 俊



建築基準法第48条第15項の規定により、下記の建築許可申請について、建築審査会の同意を求めます。

記

- 1 該当条項 建築基準法第48条第13項ただし書
建築基準法第68条の3第6項
- 2 申請者 東京都豊島区南池袋2-25-5 藤久ビル東5号館
一建設株式会社 代表取締役 堀口忠美
- 3 敷地地名地番 千葉市中央区寒川町二丁目201-3
- 4 地域地区 工業専用地域、準防火地域、蘇我副都心臨海地区地区計画（A-2ゾーン）
基準建蔽率 60% 基準容積率 200%
- 5 建築物の用途 一戸建ての住宅
- 6 建築物の構造 木造
- 7 階数 地階を除く部分（地上階数） 2
地階の階数 0
- 8 工事種別 新築
- 9 建築物の高さ 7.37m
- 10 面積

	申請部分	既存部分	合計	率
敷地面積	— m ²	— m ²	100.00 m ²	—
建築面積	56.31 m ²	0.00 m ²	56.31 m ²	56.31 %
延べ面積	104.33 m ²	0.00 m ²	104.33 m ²	104.33 %

- 11 その他 公聴会 令和6年7月30日 開催
利害関係者の出席 0名
利害関係者以外の出席 0名

